

令和4年度 第5回門真市男女共同参画審議会 議事録

開催日時	令和5年3月27日(月) 午前1時～午後2時00分
会場	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	<p>【会長】山本 委員 【副会長】西岡 委員 【委員】大倉 委員 勝川 委員 木下 委員 酒井 委員 白土 委員 土川 委員 中道 委員 畑 委員 宮本 委員</p>
欠席者	<p>【委員】岩井 委員 萬田 委員 三村 委員</p>
事務局	<p>水野 市民文化部部長 黒木 人権市民相談課課長 清水 (由加里) 人権市民相談課課長補佐 清水 (智覚) 人権市民相談課主査</p>
議題	<p>1 議 事 第3次かどま男女共同参画プラン (案) のパブリックコメントの実施結果について 2 答申書 (案) について (今後の男女共同参画施策のあり方について)</p>
資料	<p>1 門真市男女共同参画審議会座席表 2 門真市男女共同参画審議会委員名簿 3 第3次かどま男女共同参画プラン (案) のパブリックコメントの実施結果について 4 答申書 (案) 5 第3次かどま男女共同参画プラン (案) 6 諮問書 (写し) 参考資料1 門真市男女共同参画推進条例施行規則 参考資料2 審議会公開指針</p>

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより第5回門真市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、市民文化部人権市民相談課の黒木と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議を始めます前にマイクの使い方をご説明させていただきます。

議事録作成の関係上、発言される前には必ずマイクの電源を入れて頂くようお願いいたします。

ボタンを押していただきますとオレンジ色に光り、オンの状態になります。

光っていることを確認されてから、ご発言頂きますようお願いいたします。

別の方が発言されている最中にボタンを押されると、先に発言されていた方のマイクがオフになってしまいますのでご注意願います。

本日の審議会につきましては、15名中11名のご出席をいただき、出席者が過半数に達しておりますので、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づきまして、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、当審議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針第4条」に基づき、公開となっております。

なお、本日の審議会の傍聴はいらっしゃいません。

それでは、本日の資料の確認をお願いします。

本日の資料は、

次第

資料1 審議会座席表

資料2 審議会委員名簿

資料3 第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について

資料4 答申書（案）

資料5 第3次かどま男女共同参画プラン（案）

資料6 諮問書（写し）

参考資料といたしまして、

参考資料1 門真市男女共同参画推進条例施行規則

参考資料2 審議会公開指針

以上でございます。資料は全て揃っておりますでしょうか。

もし不足などがございましたら、挙手でお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては山本会長にお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、ここからの進行は私が務めさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

早速ですが、案件に入りたいと思います。

前回の令和4年12月に開催された「第4回門真市男女共同参画審議会」において、プラン案について事務局より調整内容をご報告いただき、改めて意見の聞き取りを行っていただきました。

各委員より出された意見はじめ、門真市の男女共同参画推進本部会議での意見を計画改定案に反映させたのち、パブリックコメントを実施されております。

それでは、「案件1 第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について」事務局より報告をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より「案件1 第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について」ご報告させていただきます。

前回、昨年の12月に開催いたしました当審議会及び、本年1月に開催した男女共同参画推進本部会議でのご意見を反映させたのち、1月27日から2月16日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

なお、当審議会及び推進本部会議においていただきましたご意見をプランに反映している箇所につきましては、19ページ めざす姿についてですが、「いきいきとすべての人がともに輝く男女共同参画都市」としておりましたが、「すべての人が」をより強調し、明確に伝えるため、「ともに」を削除し、「いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市」といたしました。

19ページ及び20ページ 基本理念についてですが、当初、「あらゆる人の人権」と、「すべての人」という表記をしておりましたが、「すべての人」の表記に統一しております。

24ページ プランの施策体系についてですが、基本目標ごとにすべての方針をわかりやすくするため、枝番を付記し、方針1-1と記載しております。

26ページ プランの重点施策についてですが、当初、すべての施策の基本的方向の説明ののち、第3章の最後に重点項目として記載しておりましたが、第3次プランで重点的に取り組むべき施策をより明確にするため、施策体系の次に掲載しております。

61ページ 目標値を設定する取り組み内容の表中、「生活困窮者のための相談事業数」を記載しておりましたが、事業数についての数の向上以外の指標について提案がなされたことから、「市・胃がん、大腸がん、肺がんの受診率の向上」に変更しております。

基本目標1から4までの取り組み内容の指標の表中、現状については、すべて最新値に修正しております。そのため、年度が異なるものもございますが、目標年度はすべて10年後の令和14年度としております。

では、資料3をご覧ください。

案件名は「第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について」でございます。

意見募集期間は、令和5年1月27日（金）から令和5年2月16日（木）まで行い、閲覧場所は、資料3に記載しております15か所及び、市ホームページで公表いたしました。

受付した意見等の件数は、2件ございました。

それでは、いただいたご意見の内容について、概略をご報告いたします。

「わが国は、女性が活躍できる国とは世界の中で受けとられていない。男女の役割、男らしさ、女らしさという概念が、いまだ残っていることが原因である。こうしたことを念頭に計画を見たとき、基本理念である、「すべての人が」という表現に人権意識と配慮を感じる。本プランを絵にかいた餅にしないで施策を進めていただきたい。」

とのご意見をいただきました。

このご意見に対する市の考え方につきましては、「男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進に努めてまいります。」としております。

次のご意見でございますが、「32ページに記載している管理職の女性比率の推移について、もともと職員の比率は男女半々なのか。」

市の考え方につきましては、「本市職員の男女比率については、令和4年4月1日現在、男性62.2%、女性37.8%でございます。」としております。

次に、「38ページに記載しているワーク・ライフ・バランスの実施状況について、このワーク・ライフ・バランスを実施するとは、何を実施したらワーク・ライフ・バランス

を実施したことになるのか。」

市の考え方につきましては、「事業所へのアンケート調査において、育児休業の取得、職場復帰しやすい環境の整備、産前産後休業後における現職、現場相当職への復帰のための業務内容や体制の見直し、子どもの出産時における父親の休暇取得の推進、育児・介護休業法や雇用保険法、労働基準法に基づく制度の周知などを実施したことによる回答を事業所よりいただいております。このような取り組みを進めていくことが、ワーク・ライフ・バランスの実施となると考えております。」としております。

なお、表記につきましては、少しわかりづらい表現であったことから、「ワーク・ライフ・バランスの実施について」から、「ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて」に変更いたしました。

次に、「複合的に困難な状況に置かれている人々への対策として、門真市にはWESSがあるので、女性に関することはワンストップでサービスを行えるようにしてほしい。もし、そうできているのなら、広報や宣伝が不足していると思われるが。」のご意見に対し、市の考え方につきましては、「女性サポートステーションWESSについては、女性のための相談事業において、できるかぎりワンストップによる対応に努めておりますが、今後も引き続き、様々な媒体を通じて市民周知に努めてまいります。」としております。

「案件1 第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について」の説明は以上となります。

議長（山本会長）

ありがとうございます。

「第3次かどま男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について」説明がありました。

何かご意見やご質問はございますか。

—意見・質疑なし—

それでは、案件1については以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

続いて「案件2 答申書（案）について」事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは、事務局より「案件2 答申書（案）について」ご説明させていただきます。

資料4 答申書（案）をご覧ください。

当審議会は、市長より令和3年7月16日付けで諮問を受け、およそ2年間にわたり合計5回の会議の開催を通してさまざまなお審議を重ねていただきました。

その中で、男女共同参画プランの改定に向けたご審議を進めていただき、資料5の「第3次かどま男女共同参画プラン（案）」としてまとめてまいりました。

当案を門真市長に答申するものであり、また、本プランの推進にあたって、審議過程で述べられた意見や要望に十分配慮されるとともに、計画に示されている施策について、着実に実行されることを期待する内容となっております。

案件2の説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。

「答申書（案）について」説明がありました。

実際に製本を行う際には、「てにをは」などの軽微な調整が入る可能性はあるかと思いますが、内容として特段のご異議がなければ、事務局の説明のとおり、当審議会から市長への答申としたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

議長

ありがとうございます。

他にはございませんでしょうか。

もし、お許しいただけるようでしたら、引き続き、次第の2「答申書（案）について」へ進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

議長

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、第3次男女共同参画プラン（案）を本審議会の案とした
いと思いますのでよろしく お願いいたします。

それでは、次第の2「答申」へ進めさせていただきますが、
事務局が答申の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、答申の準備が整ったようですので、答申について事務局よりお願いします。

事務局

答申に移らせていただきます。

答申書及び、第3次かどま男女共同参画プラン（案）について、山本会長から宮本市
長に答申をお願いいたします。

議長

令和3年7月16日付け門市人第173号をもって諮問された「第3次かどま男女共同参画

プラン」について、慎重に審議を重ねてまいりました。

今回、第2次かどま男女共同参画プランの改定にあたり、当審議会の意見や指摘を踏まえられたものであることから、第3次かどま男女共同参画プラン（案）を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、本プランの推進にあたっては、当審議会の審議過程で述べられた意見や要望に十分配慮されるとともに、プランに示される施策について着実に実行されることを期待します。

—山本会長、宮本市長に答申書及び計画（案）を手交—

事務局

それでは、ここで宮本市長から委員の皆様にお礼のご挨拶があります。

宮本市長

門真市男女共同参画審議会の審議終了にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より市政の各般に多大なるご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、答申書と計画（案）をいただき、誠にありがとうございます。

これまで、さまざまなご議論をいただきましたことをしっかり踏まえまして、今後10年間の指針となります、第3次かどま男女共同参画プランを進めさせていただきたいと思っております。

先週、報告を受けまして、数値目標が目的化してしまうことを懸念しております。

とりわけ気になったのが、審議会の男女構成比が現在の30%から40%を目指すといった内容で答申はいただいておりますが、現実、市政運営の中でさまざまな審議会の構成メンバーの中で、防災関係の会議体とかですと、門真警察署長、消防本部の消防長などの充て職の方の場合、こちらで男性で、女性でとお願いしようのない場合には、どうしても構成比のバランスが難しくなる場合もあります。

ここしばらくの間の結果として見てみると、さまざまな市議会や会議体で市民公募の

枠だとほとんど女性の方をお願いしている実状もあります。

男女比は上手にバランスととっていかないといけない反面、先程のような場合には却っていびつな構成比になってしまっているのではないかと私自身、疑問視しているところです。

そういった面では、男性女性に関わらず、広い意見が審議会等の中で反映できるような方策が必要ではないかと考えます。

めざす姿が「いきいきとすべての人が輝く 男女共同参画都市」ということで、しっかりとその姿を実現できるよう取り組んで参りますので、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

恐れ入りますが、市長は公務のため退席させていただきます。

—宮本市長退席—

議長

それでは、最後の審議会ということで、せつかくですので、委員の皆様より審議会のご感想などをいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

西岡副会長から順によろしいですか。

委員

みなさんお忙しい中、日程調整にご協力いただき、ご参加いただきましてありがとうございます。

それぞれのお立場の中で、さまざまなご意見をおっしゃっていただいたことをとても

ありがたく思っております。

事務局の方々にもいろいろ差配いただきまして、滞りなく進行したかと思えます。感謝申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員

今年度、初めて参加させていただいたのですが、まだまだ男女格差が否めないと感じておりますので、改めて、我々一人ひとりの考え方を変えていく必要性を痛感しました。

なかなか難しい問題ではありますが、これからも気長に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

昨年の暮れから参加させていただきまして、まだ審議会には今回で2回しか参加しておりませんので、感想というほどのものではないのですが、ジェンダー問題などを気づけた良い機会となりました。

ありがとうございました。

委員

審議会での意見を反映させ、プランをまとめていただきありがとうございました。

プランの期間が2023年から2032年の10年間ということで、その間に何があるかなと思ったときに、まず思い浮かびましたのは、昨年成立しました2024年4月に施行されます女性支援法です。

このことは大きな追い風になると思いますので、門真市の男女共同参画施策が女性支援法の後押しもあって進むことを心から願っております。

よろしくお願いいたします。

委員

審議会を重ねて何度かみなさんと顔を合わせながら、いろいろな細かいことを話し合

うことができ本当に良かったと思います。

そういった審議会がなければ前に進まないことですし、それを門真市の方が反映させて、どこまで進んでいくのかは分かりませんが、でも進むだろうという兆しが見えていくというのはすごく良いことだと思います。

どうもありがとうございます。

委員

事務局の方からいろんな割り当てをいただいて、それについての意見とか考え方とかをまとめていたのですが、一番身近なところに関わっている地域の組織の中であることを照らしたことしか意見は出さなかったのですが、それが大事なことかなと思っております。

それから当初、門真市にも災害がありまして、台風が来たり、ないだろうと思われた地震があったりとそういった中、地域で防災士という資格の話を聞かせていただきました。

これは市が直接関与しているとわけではないのですが、女性の防災士の方は門真市におられるのかという質問をさせてもらったことがあります、いわゆる避難場所については市役所の方が精力的に関わっておられるとのことでした。

やはり女性であって、困ったことを直接訴えられないということで、防災士という存在が大事だということを、ある本で読みまして提供させていただきました。

今もやはり市役所の方におんぶに抱っこではあると思いますが、民間の防災士の資格を持って、直接、避難場所に関わるということが大事ではないかということがございました。

それから、資料5の79ページに「相談体制の充実」ということで、グラフも出させていただきました。

私は門真市人権協会の相談員をしておりますが、このグラフにありますように、「どこにも相談しなかった」が最も高くなっていますが、これはDVでもそうですし、近隣トラブル含めて、いろんな意味で相談するところがない。

やっとの思いで市役所別館の3階の相談窓口へ上がってこられる方もおられますし、

1時間から2時間はお話されます。

このことはどなたかに話されましたかとお聞きしたら、民生委員にもできてないし、近所の人にもできてないと言われます。

あと、人権相談以外にもWESSでもありますし、子育て支援課や学校教育課でもありますし、そういう相談場所を充実させていくことと、それから相談員のスキルですね。

私は8年、相談員をしています、やはり難しい。

お話を聞いて的確に対応できるような、スキルを持った相談員さんの掘り起こしができようになっていけばいいなと思います。

長くなりましたが、ありがとうございました。

委員

常々、門真市役所には女性の管理職の方がたくさんおられると感じていました。

数値目標で見たらまだまだ努力が必要かもしれませんが、とても頑張って働いていた感じで感じておりました。

また、お子さんがおられるお母さん方の就労も4分の1ぐらいがフルタイムで働かれていて、お子さんが小学生ぐらいになると、ほぼほぼフルタイムで働いていらっしゃるというような状況の中、女性が働きやすいような、また、生きやすいような社会をつくることで、男性も同じように仕事一辺倒ではなく、協力して生活できる社会になっていくと感じています。

また最近、育児休業法の改正等で男性の方も育休を取られるということで、やはり男女が協力して子育てをし、自分のやりたいことを見つけて続けていけるような社会になっていくのだと、10年、20年前と比較しますとそういったことが進んできているように感じます。

まだまだ問題点もあると思いますが、ご協力の方よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました

委員

端的に2点申し上げます。

私は肩書きとしての仕事と59年間、門真市住民として今もなお住んでいまして、その両方から教えていただいたことが多かったです。

もちろんこの分野に関する専門的なみなさんの知見や、いろいろな方の考え方を聞くことができ、どんどん価値観が変わっていった中で男女という言葉すら、もはやどうなっていくのかというぐらいに進んでいる現況について教えていただいたということは、非常に勉強になったということが1点と、もう1点は門真市のみなさんがこのプランの策定を含めて、いろいろな場面で尽力されていて、それをこのプランの形にしていただいてることが知れました。

弁護士として言うと、市役所で相談してみてくださいと促すケースも結構あるのですが、女性や弱者の方へ相談に行くよう促すことができるのは、市役所やみなさんが尽力されているからこそですし、一市民としても心強いなと感じました。

本当にありがとうございました。

委員

人権擁護委員の関係で審議会に参加させていただくようになりました。

今、大阪府連の方でも男女共同参画の関係に参加させていただいております。

その中でもデートDVなどを取り上げて、今、プロジェクトチームを2チーム立ち上げていろいろな研修や教室などを行っています。

門真市でもそういったことができればいいかなと思っていますが、ほとんどの方がどこに相談していいのかが分からないというような状況で、もちろん身近に民生委員もいるのですが、誰が民生委員なのか、ましてや誰が人権擁護委員なのかということは、ほとんど知らない方の方が多いというのは、自分になってみて初めて実感しました。

これからまだ頑張ってください。

もっと勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員

男女共同参画社会の実現には、市役所内部での取り組みを充実して成果を出し、そのモデルを基に、社会に対してリーダーシップをとっていただくことがインパクトになる

と思います。

資料5の32ページに記載された管理職の割合を見ると、女性の管理職登用が少し増えていますが、男性に比べると微量です。まず女性の職員数を増やし、男女の区別なく仕事を割り振り、男女ともに多くの経験を積む体制から、女性の管理職が増加すると思われます。その成果が門真市の一般企業に影響を与えるのではないのでしょうか。

また、相談事業については、相談室の充実とジェンダーの視点を持つ相談員の育成に多くの自治体が苦慮し工夫していると聞きます。

人権市民相談課がジェンダー視点をしっかりと持った相談員の育成プログラムを持ち、育成された相談員が市内の各所で相談にあたると、市民サービスの向上に貢献できると思います。

人権市民相談課の今後の取り組みに大変期待をしています。

議長

委員の皆様、貴重なご意見ご感想ありがとうございました。

次に、次第の3「その他」に移らせていただきます。

事務局より何か連絡事項等がありますか。

事務局

今回、委員の皆様のご審議を賜り、答申を頂くことができました。

改めて事務局一同、お礼申し上げます。

「第3次かどま男女共同参画プラン」につきましては、今回頂きました答申をもとに、庁内にて意思決定を図ってまいります。

基本計画の冊子が完成いたしましたら、委員の皆様にお送りさせていただく予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長

他に委員の皆様からのご意見、ご感想はございませんでしょうか。

—意見なし—

議長

ないようですので、最後になりましたが閉会にあたりまして、私からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長きに渡り、熱心にご審議いただき、多数のご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

男女共同参画を取り巻く状況が刻一刻と変化していく中、「第3次かどま男女共同参画プラン」は、今後10年の門真市の指針となるものです。

答申書の内容をもとに、着実に市政運営を進めていただくことを祈念いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

皆様、ありがとうございました。

本日の審議会は以上をもって終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

これで、議長の任を終わらせていただきます。

事務局

皆様、大変お疲れ様でした。

以上を持ちまして、第5回男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。